

介護保険制度の現行水準維持と「新しい創業事業」の移行にかかる意見書

本年4月から介護保険制度がかつてない規模で制度の大幅な改変が行われた。

要支援1、2の人を介護保険給付の対象から外して市町村の地域支援事業の枠組みの中で「新しい総合事業」（介護予防・日常生活支援総合事業）に任せ、特別養護老人ホームに入所できる人を「要介護3」以上に限定するなど、利用者とその家族、高齢者から大きな不安の声が広がっている。

新しい総合事業への移行は2015年4月だが、2017年4月まで移行が猶予され、実施時期も含めてサービスの種類、基準、方法や内容すべてが「市町村の裁量」にまかされている。

しかし、実施主体である自治体にとって新しい総合事業で必要となる「多様なサービス」の人的体制の見通しが立たないなど対応に苦慮している。

よって、以下の項目について国に求めるものである。

記

- 1 新総合事業への移行にあたっては自治体の実情を勘案され「経過措置」を大幅延長すること。
- 2 要介護3以上の特養ホーム入所要件の「特別基準」を大幅に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

北海道北斗市議会